

「国分寺市立福祉センター」及び
「国分寺市生きがいセンターとくら」
指定管理業務 企画提案書



INDEX

(1)	団体等の理念・姿勢.....	3
(2)	団体等の安定性.....	5
(3)	団体等の継続性.....	6
(4)	団体等運営の透明性・公平性.....	7
(5)	団体等運営における法令等の遵守状況.....	9
(6)	運営実績.....	12
(7)	効率・効果的運営への取組み状況.....	13
(8)	受託への熱意・意欲.....	15
(9)	事業運営の独創性.....	16
(10)	施設管理の安全性への配慮.....	17
(11)	利用者への対応状況（接遇・苦情対応）.....	20
(12)	社員等の育成状況.....	23
(13)	個人情報保護対策状況.....	25
(14)	自主事業などの提案.....	27
(15)	障害者の雇用状況.....	29
(16)	高齢者の雇用状況.....	30
(17)	管理運営に必要な提案金額.....	31
(18)	環境への配慮.....	32
(19)	地域雇用の状況（現状及びこれからの計画）.....	33
(20)	災害時の対応.....	34
(21)	施設の長寿命化を目的とした管理・運用方法等の提案.....	36

(1) 団体等の理念・姿勢

施設の設置目的に対する理解や公共性・平等性についての考え方

誰もが身近な地域でつながりを保ちながら自分らしく暮らせる地域福祉の推進拠点

私たちは、「国分寺市福祉センター(以降、福祉センター)」及び、「国分寺市生きがいセンターとくら(以降、生きがいセンター)」を、国分寺市総合ビジョンに則り、「だれもが 共に認め 支え合い 自分らしく暮らせるまち」を目指し、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も身近な地域でつながりを保ちながら自分らしく暮らせる地域福祉の推進拠点を目指します。



① 施設の設置目的に対する理解

国分寺市福祉センター条例及び国分寺市生きがいセンター設置条例の規定に基づき、地域コミュニティの拠点施設として、多世代交流を通じて地域福祉の推進を図り、下記の方針に基づき施設の管理運営を行います。

■ 共に支える地域づくり

市民団体やボランティアの育成など、地域福祉の担い手づくりに取り組みます。

地域の様々な団体と重層的なネットワークを築き、地域で支え合う基盤づくりに取り組みます。

ボランティア活動や体験学習など福祉学習の機会提供を通じて、人権意識の高揚を図ります。

■ 暮らしを支えるサービスの充実

障害者や高齢者などすべての市民に配慮した丁寧な情報提供に努めます。

多世代、多文化の交流を促進し、地域福祉の更なる推進を図ります。

■ 安心して暮らせる環境づくり

バリアフリーやユニバーサルデザインについて理解を深め、実践・活用します。

一人暮らしの高齢者などが孤立しないよう、地域住民や関係団体の見守り活動との連携を図り、地域での支え合い活動を推進します。

② 公平性・平等利用の考え方

利用者・市民が主体者となる 地域にひらかれた運営

私たちは、関連法令遵守による平等利用の確保はもちろんのこと、ユニバーサルデザインのもと、年齢や性別、ハンディキャップ、国籍等による使いにくさを排除し、市民に開かれた施設運営を目指します。

そして、利用者・市民を「お客様」にするのではなく、公共サービスを担う主体者として位置付け、一緒に施設を作る姿勢を体制にします。また、市民の積極的な参加により、人と人が支え合う関係を地域に広げ、地域の再生やまちづくりの拠点としての役割を果たします。人の命や生活を支えているかけがえのない存在である公共サービスを、市民自身が担いながら、公共性・平等性を保ち発展させていきます。



■ 平等利用を堅持する体制の構築

施設の平等性・公平性を確保するために、全ての職員が福祉センター及び生きがいセンターの設置目的や関連諸規定を理解し、役割と責任を認識できる体制を整えます。

ルールの平等性

施設の予約については、令和5年2月より公共施設予約システムがネットでの予約ができるようになり、より平等性・公平性とあわせ透明性も確保されました。予約の仕方や実際の操作については懇切に対応していくことで、より広くの方に、より予約しやすい環境を整えていきます。

情報提供の平等性

幅広い年齢層に利用されている SNS、ホームページを作成し、センターをより身近に感じてもらえるよう情報発信を行います。また、インターネットを利用しない方に向けては、ポスターやチラシ、パンフレットを作成し配架します。高齢の方には、直接コミュニケーションを取るなど丁寧な情報提供を心がけます。

■ 地域のつながりを強め「ともに支える地域づくり」の推進

福祉センター、生きがいセンターとくらを一体的に運営し、現状に即して柔軟な対応を行います。利用者や両センター内事業者及び市内福祉関係団体の意見を反映、利用者のニーズをつかみ、適切な運営を図ります。サービス向上として、利用者アンケート、意見箱の設置し運営に反映させます。

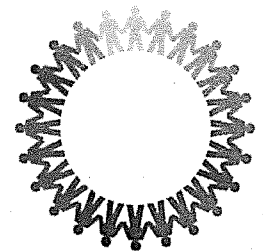
■ 利用者への対応の平等性

職員研修を体系的に実施し、全ての利用者に平等に対応できるスキルを身に着けます。また、モニタリング指標を軸にして、四半期ごとにセルフモニタグを実施します。そして、その後の業務改善に可能な限り反映させることで、接遇方法がセンターの利用改善につながったかを確認します。セルフモニタリングは、改善計画も含めて PDCA を機動的に回し、職員の問題解決能力の向上を図り、利用者へ平等のサービスを提供する力を身に着けることでサービスの向上を図ります。

③ 運営理念

共につくる 人と人が豊かに暮らす 交流拠点

地域コミュニティの希薄化による定年後の地域での交流の機会が減少しています。また、児童館がないこの地域は、子どもや子育て世帯の方が多世代の方と交流する場も限られています。高齢者や子育て世帯の方などすべての年代の方、誰もが訪れやすく、人との出会いや交流、協同を生み出す拠点として地域での様々な活動に対応できる施設づくりに取り組みます。



■ 生きがいづくり～多世代及び多文化交流の促進～

高齢者が健康でいきがいをもって生活できるよう、高齢者同士や多世代との交流拠点や交流事業の実施を通じて、心身の健康の維持と向上を図れる場を提供します。

■ 関係づくり～一体的運営と市内関係団体と連携の促進～

福祉センター、生きがいセンターとくらの管理運営を一体的に行います。各団体の連携の促進、ハブ的役割を担い、センターに活動拠点がある、社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人クラブ連合会及び赤十字奉仕団等、各団体との連携及び、市内福祉団体の意見を反映した一体運営だからできる柔軟な管理運営を行います。

■ 地域づくり～市民の多様な活動を通じたコミュニティ形成～

国分寺市の中心に位置する特性をいかし、地域コミュニティの拠点として、地域福祉の向上を目指します。市民や市民団体のニーズをつかみ、趣味や娯楽など多様な活動の推進を通じたコミュニティ形成を目指します。

(2) 団体等の安定性

団体等の経営状況の安定性

当団体は協同組合として運営をしています。協同組合では、組合員が出し合った出資金を元手の一部として事業運営をしています。当団体も、「事業に必要な資金は自分たちで出し合う」ことを基本に、設立以降、金融機関からの借り入れはせず、無借金で経営をしています。

当団体は、税理士による経営状況評価を受けており、経営状況が良好であることが総評されています。以下、項目ごとに評価概要を記載します。

■収益性

収益性に関する経営分析指標は、売上高総利益率 14.9%、経常利益率 2.9%と、一般企業と比べ、必ずしも高いとはいえないが、労働集約型産業としては安定しており、継続的に利益を計上していると評価できる。

■財務内容

NPO 法人であることから、自己資本率は 29.3%と一般企業に比べ低いとみられるが、流動比率は 125.0%となっており問題ない財務状況と評価できる。

■支払能力

当座比率は 115.9%となっており良好であると評価できる。

■総評

介護、福祉等の労働集約型産業であり、一般企業に比べ、収益性、自己資本率は高いとは言えないが、NPO 法人の運営としては安定していると評価できる。過去の決算や業績からも継続して利益を計上しており、財務内容も毎年、向上している。したがって、総体的に経営状況は安定していると評価できる。

貸借対照表 要約

	2021年度	2022年度
	2022年3月31日時点	2023年3月31日時点
資産の部		
流動資産	5,104,628,473	5,609,386,064
固定資産	749,433,947	921,629,586
負債の部		
流動負債	2,857,689,528	4,487,474,709
固定負債	1,400,985,387	129,935,809
正味財産の部		
前期繰越正味財産	1,281,142,321	1,595,387,505
当期正味財産増減額	314,245,184	318,217,627

損益計算書 要約

	2021年度	2022年度
事業活動総収入	15,916,479,633	17,121,521,359
事業活動総費用	13,494,313,828	14,565,946,730
事業活動総利益	2,422,165,805	2,555,574,629
法人運営維持費	1,923,479,632	2,075,986,546
事業利益	498,686,173	479,588,083
事業活動外収益	22,917,131	26,049,276
事業活動外費用	24,221,601	4,908,034
経常利益	497,381,703	500,729,325
特別利益	107,183,807	46,737,283
特別損失	110,912,624	45,262,931
税引前当期純利益	493,652,886	502,203,677
法人税等	179,407,702	183,986,032
当期純利益	314,245,184	318,217,645

(3) 団体等の継続性

団体等の設立から何年経過しているか

1987年、当団体の母体であるセンター事業団設立してから、今年36年を迎えます。働く人びとや市民がみんなでお金を出し、みんなで経営に参加し民主的に事業を運営し、責任を分かち合っ、人と地域に役立つ仕事を自分たちでつくる協同労働の協同組合です。全国に21の事業本部を置き、400以上の事業所で約1万人が就労しています。

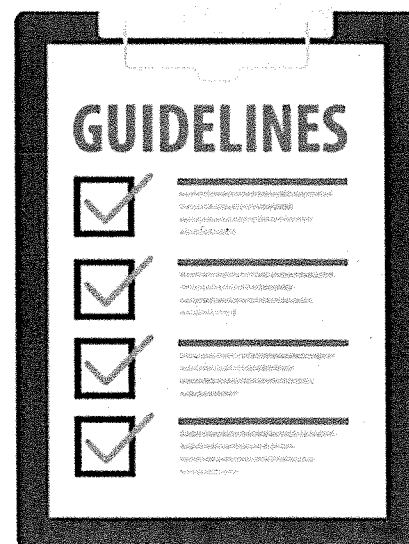
1987年に日本労働者協同組合連合会センター事業団を設立後、2001年に「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」の法人格を取得し、介護保険をはじめとした高齢者介護、コミュニティセンターや高齢者福祉センターなどの公共施設の管理・運営、保育園・学童クラブ・児童館・児童デイサービスなど子育て支援、若者や障がい者、失業者・生活困窮者などの自立・就労支援など私たちの暮らし全般に関わる仕事、そして環境や農林業などの一次産業と福祉・教育を連携させる取り組みへと事業分野を広げています。また、業種を問わず、働く組合員と地域住民が協力して地域課題に取り組む社会連帯活動を重視し、子ども食堂やフードバンク、小農活動などを全国的に広げています。

2022年10月、「協同労働」という働き方を基本原理とした労働者協同組合法が施行されました。昨年10月の施行後、50を超える法人が設立されています。住民や働く者が協同でお金を出し、民主的に運営し、生活と地域に必要な仕事を協同でおこなう「協同労働の協同組合」として、私たちワーカーズコープの40年の取り組みが法律の制定につながり、協同労働という働き方が社会化され始めています。

① ワーカーズコープの4つの基本姿勢

- ① 当事者主体～利用者や住民をお客様ではなく、公共を共につくる主体者(当事者)に
- ② 仕事おこし～相談機能を高め、地域の必要に応える仕事おこしの拠点に
- ③ 共にはたらく～誰もがその力を発揮できる就労の場をつくり出す
- ④ 共に生きる地域づくり～地域の再生、まちづくりの拠点に

「労働者協同組法」の第一条の「目的」は、私たちが掲げてきた働く者・住民主体の持続可能な地域づくりが記され、住民主体の公共の創造を法的に後押しするものと考えています。地域の公共的な分野で住民が協同で仕事をおこし、地域ぐるみでさまざまな地域課題の解決や、地域の魅力づくりに挑戦することは、人と人、人と地域のつながりを豊かにし、持続可能で活力ある地域社会の実現につながると考えています。



(4) 団体等運営の透明性・公平性

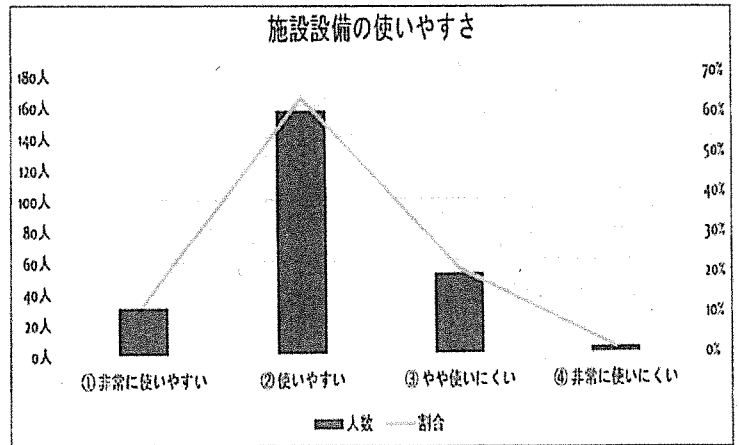
進んで団体等の情報を公表しているか

情報公開に関する規定を定め、開示の求めがあった情報に関しては迅速に対応します。また、地域住民が事業運営に関わる機会を多様につくり出し、開かれた運営を通じて透明性を確保します。

■ 情報の公開

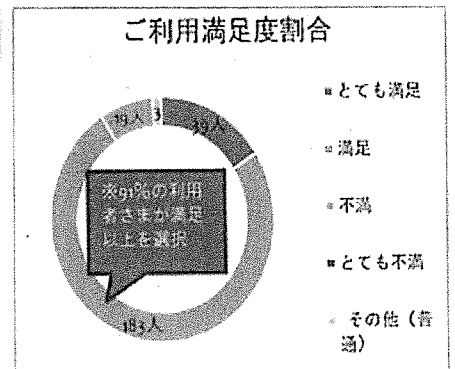
運営方針や事業計画など運営管理に関する情報は、誰もが閲覧できるようにわかりやすく施設内に掲示します。

情報公開に関する申し出があった場合は、必要に応じて市と協議し、「国分寺市情報公開条例」及び当該団体が定める「情報公開規定」に基づき、情報公開・一部公開・非公開を判断し対応します。



■ 利用者の意見・要望等の把握と対応

年1回利用者アンケート及び行事アンケートを実施します。集計・分析結果からPDCAサイクルにそって改善計画を策定します。それらの情報をホームページや掲示板でお知らせし、施設運営の改善を図ります。また、意見箱を設置し、意見や要望・苦情を大切なものとして受け止めることを周知すると同時に、公平性・公正性・迅速性・応答性を原則として利用される方の声に真摯に向き合います。投稿内容は、統括責任者が対応策・改善策を明記し、掲示板でお知らせします。

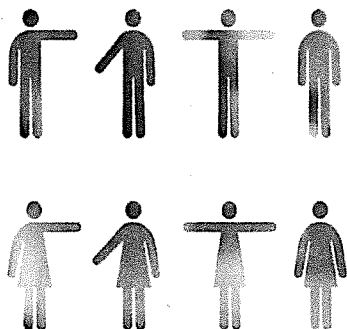


■ 地域に開かれた施設運営

地域の方々と作るイベントを積極的に開催し、ボランティアとして気軽にかかわることができるきっかけをつくり、地域に開かれた施設運営に取り組みます。

地域の課題を共に考える「まちづくり講座」を開催します。地域に住民どうしの多様な支え合いの場を作り、お互いの得意を出し合い、多様性と価値感を認め合って、一緒に地域をつくっていく拠点としての運営を目指します。

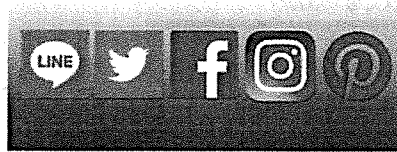
公的な施設として、多世代の方が利用できるよう、特段の配慮をします。利用申請書、案内板、パンフレットのかな文字表記や展示など、ユニバーサルデザインの視点をもって施設運営に当たります。



イベント・ハロウィンの様子

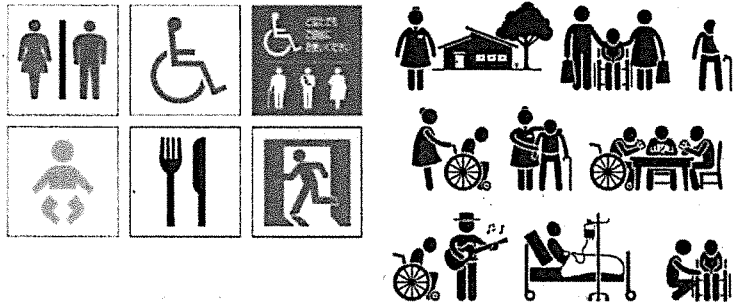
■ 情報発信の具体的な手法

- ・ホームページ・SNS
- ・施設案内パンフレットの作成と配布
- ・イベントカレンダー付おたよりの発行



■ はじめて利用する方への平等性

- ・初めて利用される方でもわかりやすい館内表示やパンフレットの見直しを図ります。
- ・利用された方が施設職員に声かけしやすい雰囲気づくりを心がけます。
- ・施設職員とボランティア等の判別をしやすいよう、名札などの証を身に着けます。



(5) 団体等運営における法令等の遵守状況

個人情報保護法、労働基準法等が遵守されているか

① 法令遵守体制

私たちは、全国で多数の事業を実施し、職員数は、7,000人を超え、関わる法令も多岐にわたります。全事業に共通する法令から、各事業に即した法令まで公的な事業を担う立場として法令遵守は当然の責務であると認識しています。各種法令に関しては、本部の総合対策・業務監査室を中心に法令遵守体制を敷き、分野ごとに法令遵守担当者を配置し、法令遵守年間計画をもとに学習研修や相互監査、法改正の周知等を実施し、法令遵守を徹底しています。

② 個人情報保護法関連

個人情報保護法の趣旨に則り、個人情報保護規程、プライバシーポリシーを定め HP 上で公開しております。同プライバシーポリシーにおいて、個人情報の定義、個人情報の利用ケースの限定、個人情報の第三者への非開示、第三者の範囲の定義の項目について提示しています。また、個人情報へのアクセス権限者の制限、パスワードの設定等を行い、個人情報の保護を図っています。

③ 労働基準法の遵守

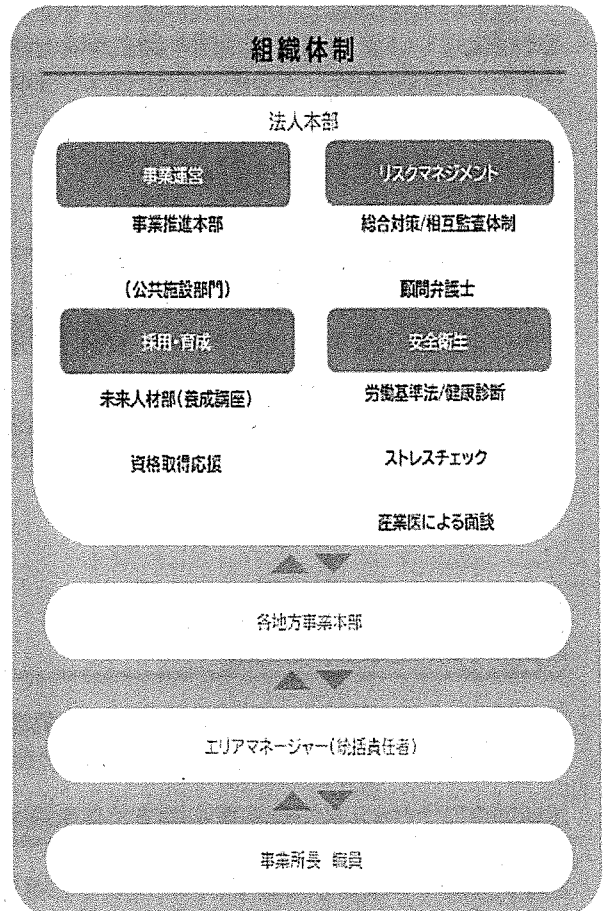
■ 就業規則

就業規則、賃金規定を作成し、労働条件等を明示しています。また、安全衛生委員会を設置し、健康を害する残業等がないようにしています。また、心と身体の健康を中心的なテーマとした情報の提供や研修会議を実施しています。

④ 研修による法令順守

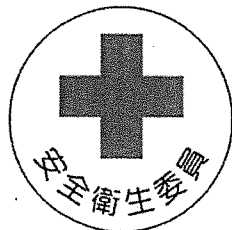
各種の研修をもって職員の法令遵守、コンプライアンス意識を高めることに努めています。具体的には、ウェブ上での全国法令順守研修、入職時研修(法人知識、諸規定、コンプライアンス)、業務知識研修、リーダー研修、集合研修を実施しています。これらの研修を通じて職員の法令遵守、コンプライアンス意識の向上を図っています。

当法人は、常勤者・非常勤者は問わず、全員が一人一票の決定権を持ち、お互いの意見を反映させ合意形成を図ります。誰もが事業運営に参加し、主体的に責任をもって仕事をすることでモチベーションアップと定着促進を図っています。



■ 法令順守年間計画

左記の年間計画に基づき、法令遵守を徹底する体制を整備しています。年2回、全国本部主催の研修会議を実施し、各事業本部の法令遵守責任者及び事業分野担当者が現場を訪問し、巡回監査を実施します。



月	内容
4月	次年度会議・研修計画策定/産業医面談
5月	業務監査部門統括・次年度計画策定・報告/産業医面談
6月	次年度会議・研修計画策定
7月	ストレスチェック実施
9月	第1回全国法令遵守管理者会議
10月	各施設巡回監査/安全衛生委員会
11月	各施設巡回監査/マネージメント等研修
12月	各施設巡回監査/障害者・障害児部門研修
1月	各施設巡回監査
2月	高齢者部門研修
3月	第2回全国法令遵守管理者会議/安全衛生委員会

■ 勤続年数に応じた表彰制度

5年・10年・20年・30年ごとに全国の就労者全員が表彰を受けます。また、年1回の総代会において30年勤続表彰式を開催するなど、人材が定着・活躍できる組織づくりに取り組んでいます。

■ 新型コロナウイルス感染症等に関する休業補償

濃厚接触等で休業を余儀なくされた場合も給与の10割を保障しました。一時金の支給、危険手当支給等、安心して長く働き続けられる仕組みづくりを整備しています。また、今後類似した感染症が発生した場合にも同様に対応していきます。

■ 多様なキャリア形成支援

多摩地域では、約700人の職員が働いており、約70%が女性で、全体の70%以上のリーダーが女性です。男女関係なく誰もが働きやすい職場を目指しています。

■ 産休・育休取得

産休・育休取得率は100%、復職率も100%です。子どもが生まれるタイミングで全員が産休・育休を取得し、育児と仕事を両立して活躍しています。

■ 多様な年齢層の就労

20代～70代の職員がバランスよく就労し、現場を支える管理職の30%が10年以上のベテランです。一方で、年功序列ではなく、本人の意思や周りの評価・推薦によって、若手がリーダーを担うことができます。

■ 階層別研修

階層別(年代別・就労年数別)の研修を実施しています。今後のキャリアパスが見通せる多様なキャリア形成支援に取り組んでいます。

健康管理とメンタルサポート

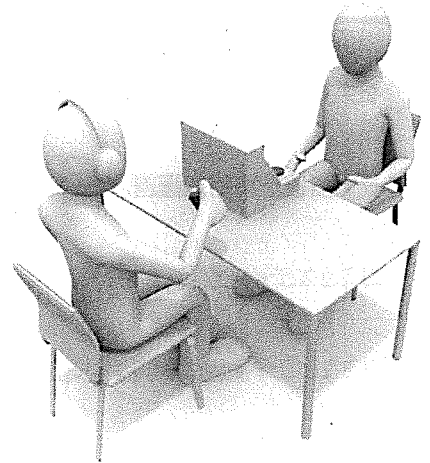
近年、働く人の健康不調やメンタル面のサポートが社会的な課題になっています。当法人では労働安全衛生法に基づき、産業医を配置し、就労者の健康管理、労働災害防止、メンタルサポート対策を徹底しています。

■健康管理室を設置

産業医・看護師による健康診断の確認を行い、必要に応じて、健康指導や生活改善のアドバイスを行います。各現場には安全衛生推進委員を配置しています。

■ストレスチェックの実施

高ストレス者の早期発見、生活習慣病の予防研修、パワハラ防止研修、熱中症予防の呼びかけを行い、予防に力を入れた取り組みを推進しています。



■就労者「暮らしと仕事に関するアンケート」

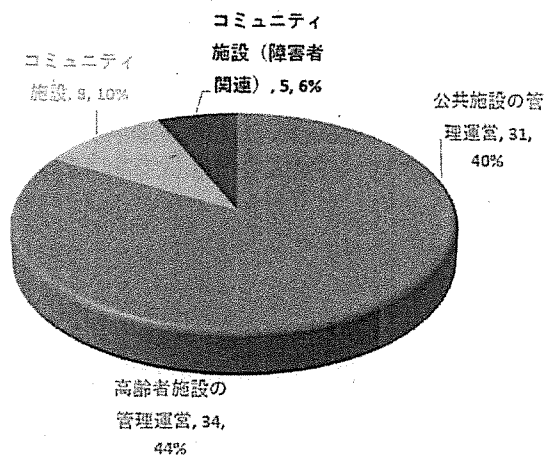
2001年より、定期的に「暮らしと仕事に関するアンケート」を、就労者を対象に実施しています。地域で安心して暮らし続けるための課題を明らかにすること、一人ひとりの主体性や能力、可能性を發揮できる組織作りの課題を明らかにすること等を目的に、生活者としての暮らしのニーズや困りごとを集計・分析しています。分析結果を組織の在り方に生かす委員会を設置し、より良い組織づくりに取り組んでいます。

(6) 運営実績

同様な施設での運営実績(契約書等の添付のこと)

■全国の実績

- ◆公共施設の管理運営 31ヶ所
- ◆高齢者施設の管理運営 34ヶ所
- ◆コミュニティ施設(高齢・子育て・市民複合施設) 8ヶ所
- ◆コミュニティ施設(障害者関連) 5ヶ所



■東京都内の実績

地域	施設名	形態	業種
江東区	江東老人福祉センター	指定管理	高齢者福祉施設の管理運営
	同・森下分館	指定管理	高齢者福祉施設の管理運営
	東陽福祉会館	指定管理	高齢者福祉施設の管理運営
文京区	目白台総合センター交流館	指定管理	公共施設の管理運営
	根津総合センター交流館	指定管理	公共施設の管理運営
豊島区	フレイル介護予防センター	業務委託	高齢者支援、障がい者・児支援
太田区	本蒲田いこいの家	指定管理	高齢者福祉施設の管理運営
	矢口区民センター	指定管理	高齢者支援

*添付書類(別紙)

目白台総合センター交流館の管理運営に関する基本協定書を、「事業所概要:施設管理運営の実績」に別紙にて添付いたします。

(7) 効率・効果的運営への取り組み状況

施設利用の促進方策・創意工夫

福祉センター、生きがいセンターとくらの両施設を単体では完結させず相互に有機的な取組みを図っていきます。また、利用者・団体や地域住民や近隣施設と連携を図っていくことで、多様な人たちが行きかう地域の拠点にしていきます。そして、両施設を含めた地域全体が活性化し、施設外においても顔の見える関係が作られ地域の支え合いが醸成されていくことを目標にします。

① 福祉センター・生きがいセンターとくら両施設の相乗効果を上げる取組み

同じ建物内にありながら、福祉センターは貸館が主たる施設であり、生きがいセンターとくらは高齢者を対象とした施設です。それぞれ利用目的は違いますが、両施設の利用者・利用団体の交流が図られるような取組みを積極的に推進していきます。

① 生きがいセンターとくら利用者へは、福祉センター利用団体の活動内容を積極的に案内し、活動内容に関心、興味のある方へは利用団体へ連絡し入会へのサポートを図ります。

② 福祉センター利用者・団体へは、高齢者対象ではありますが、生きがいセンターとくらで実施している「地域生きがい交流事業」と自主事業で実施している講座事業の講座内容を館内掲示等で発信し参加者募集の促進を図ります。

③ 1階ロビーは両施設の利用者の共有スペースともなっていますので、福祉センター利用団体や生きがいセンターとくらの「地域生きがい交流事業」、自主事業講座のそれぞれの発表や展示の場として最大限活用し、交流の促進を図ります。



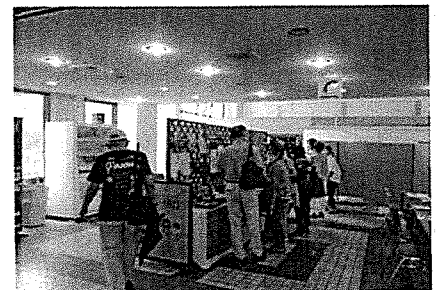
地域生きがい交流事業

② 利用者間・利用団体間の横の交流促進と近隣施設との連携強化のための取組み

1階ロビーを活用し福祉センター利用者・利用団体間の交流促進を積極的に図っていきます。また、福祉センター利用者協議会を立ち上げからサポートし「福祉センターまつり」(直近4年間休止)を開催してきましたが、感染拡大防止策の制限の緩和を受け、利用団体間の交流促進の大きな行事として位置づけます。更に、第十小学校やけやきの杜をはじめ近隣施設との連携の強化も推進していきます。

1階ロビーを活用した交流促進

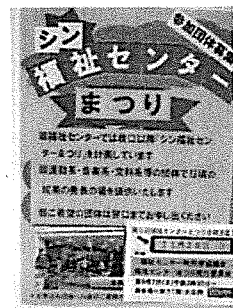
創作系を趣味とする方が集まる利用団体や利用者から発表する機会がないというお声をいただき、令和4年9月に第1回目「自慢の作品発表会」をスタートしましたが、発表する方、鑑賞する方両方から大きな反響をいただいたことから、恒例行事として定着させます。同様に音楽系の趣味の利用者、利用団体にはミニコンサートの会場として提供し交流の促進を図っていきます。



自慢の作品発表

福祉センターまつりを梃として利用団体間の交流促進

利用団体および館内に事務所のある社会福祉協議会、シルバー人材センター、地域活動支援センター虹、国分寺市老人クラブ連合会、日本赤十字奉仕団で構成する利用者協議会が主体となり運営する「福祉センターまつり」の名物行事化に向けたサポート体制を万全にしていきます。



近隣施設との連携強化による交流促進

近隣施設との連携では、第十小学校、けやきの杜、地域包括支援センターひよし等、また、館内に事務所のある社会福祉協議会、シルバー人材センターとの取組みを強化していきます。

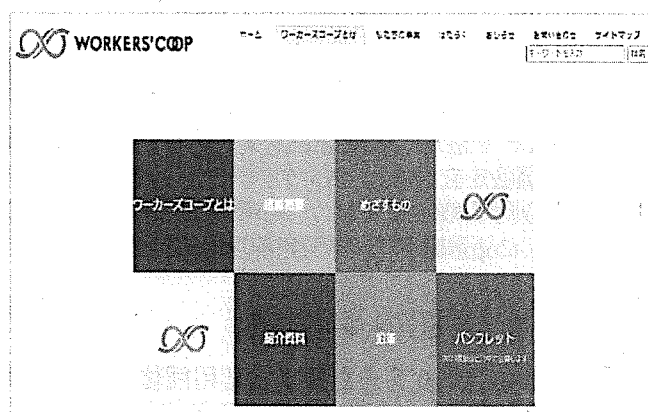
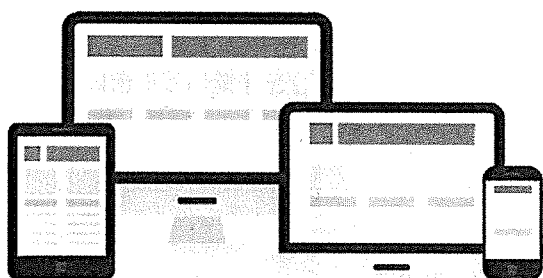
敬老月間行事や地域生きがい交流事業、自主事業での「みんなの食堂」など、館内で企画するそれぞれの行事に多世代が集えるよう広報を工夫し交流促進を図ります。



地域食堂イベントの様子

③ 情報発信の強化:新たな取組みとしてホームページを開設

幅広い情報発信と施設利用の周知のため、ホームページを新たに開設します。



施設利用の案内、福祉センターの情報、生きがいセンターとくらの情報、施設横断の行事の情報等を定期的に更新しながら発信していきます。

(8) 受託への熱意・意欲

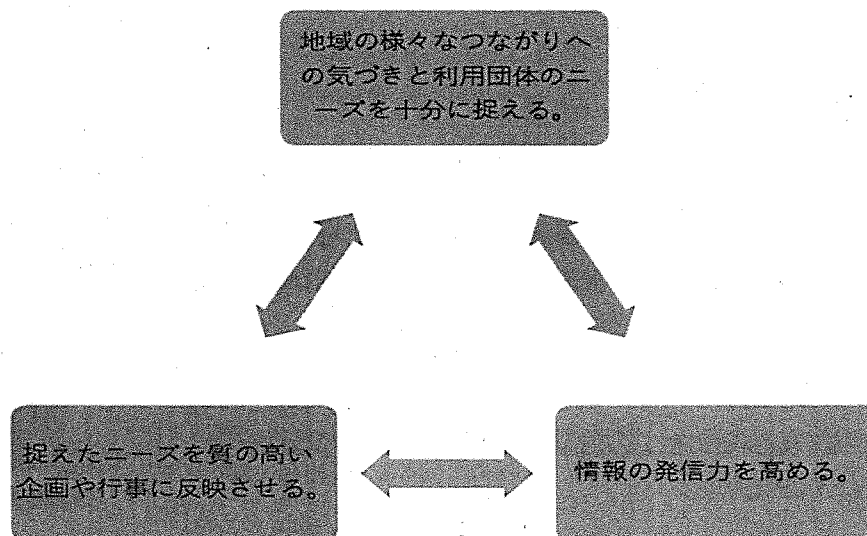
① 共に支える真の地域づくりの拠点としての役割を目指します

国分寺が目指す地域福祉の基本目標の1に「共に支える地域づくり」がありますが、その中の地域福祉推進協議会活動に当法人も委員として参画しております。地域福祉推進協議会では「地域づくりに向けた支援」概要として

- ①世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ②交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ③地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

とあります。

当法人が指定管理者となって以来、福祉センターでは主たる基本業務の貸館の運営業務を、生きがいセンターとくらは高齢者の健康増進のための環境づくりと地域生きがい交流事業の運営を、遂行してきましたが、その上で上記にある①②③を具体的に施策として実行し地道に成果を積み上げてきました。しかしながら、あるべき到達点に向け、まだ大きく次の3点を改善すべきと考えています。

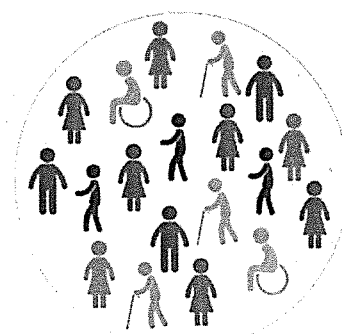


次のステップでは、あるべき到達点に向け取組んでいくことで、真の地域づくりの拠点としての役割を果たしていきたいと考えています。

② 誰もが住みやすい、安全で豊かな地域社会を目指した取組みを行います

私たちはこれまで地域社会に溶け込みながら、地域のために必要なあらゆることに出る限り取組んできました。地域の中には様々な人たちが暮らし、そこには障がいの有無や子ども・高齢、性差、貧富などの垣根を超えた、ノーマライゼーションの視点に立つ支援が求められております。

誰もが住みやすく安全な地域社会を創っていくために、地域住民が共に参画し、必要ならその支援を受けられる、そこには支援者と支援を受ける人の垣根を超えた「総合福祉拠点」の実現が必要不可欠であると考えています。これらの取組みを通じて、地域課題の解決に貢献していきます。



(9) 事業運営の独創性

団体等でしかできない事業提案

国分寺市福祉センター条例及び国分寺市生きがいセンター設置条例の規定に基づき、当法人ならではの独創的な提案により、施設の活性化と多世代交流を図り、安心して暮らせるまちづくりのためのコミュニティの拠点施設とします。

■ 具体的な提案

共に支える地域づくり

◎地域に暮らすひとりひとりが地域づくりの主人公となれるよう、当法人が全国各地で行っている「まちづくり講座」を開催し、地域の課題を自ら考え、地域での活躍の場の創成へと繋がります。



まちづくり講座の様子

暮らしを支えるサービスの充実

◎福祉センターのみを点として捉えることなく近くにある当法人が運営している民設民営の学童や生活介護事業所と協力し、エリアとして面で捉えて、エリア内の子どもから高齢者までを対象に「地域食堂」を行います。



地域食堂の様子

◎ロビー内の区切られた一角を活用し「とくらカフェ」を実施することで、気楽に立ち寄れる場所としての活動や、地域の方々の交流する場所づくりをしていきます。

安心して暮らせる環境づくり

◎地域包括支援センターと協力し、「認知症サポーター養成講座」を開きます。地域に認知症サポーターを増やし、オレンジカフェ（認知症カフェ）を開催し、認知症の方の居場所づくりにも取り組めます。



オレンジカフェの様子

◎同じ施設内にある地域の支援団体と繋がりを密にして、顔みえる関係づくりを目指し、災害時の情報提供などの拠点となるようにします。

(10) 施設管理の安全性への配慮

有資格者の常駐・施設管理の専門性のある団体等

① 施設設備の管理全般に対する考え方

昭和50年より、約48年経過した福祉センター・生きがいセンターとくらは経年と共に施設設備の不具合が発生してきております。毎日、利用者がいきいきと楽しく活動できる快適な環境を維持するため、何より施設設備上の安全・安心を最優先に取り組みなければいけないと考えます。過去の施設設備不具合事例や職員の経験などを生かしながら、不具合の発生が予測される場合においては、速やかに市主管課、設備業者との連絡が取れる体制で臨みます。

機器の点検・整備を計画的に実施し、そのことから耐用年数の延長、省エネルギー化をはかり、経費の削減へと繋げていきます。

毎日老若男女や障害のあるなしを問わず、子どもから大人までたくさんの利用者が来訪される福祉センター・生きがいセンターは、時として予想外の使い方をし、設備や備品が破損する事も少なくありません。施設の安全確保、危険防止の観点から、職員は日常的に利用状況を把握し、施設の破損・劣化の有無を点検し、早期発見に努めます。不備欠陥があった場合には、速やかに修繕のための対処を行います。さらに器具備品の初期修繕や調整等により、修繕費の削減、施設利用の安全性を高めていきます。

② 施設設備・設備の管理内容

■建物・設備の点検、維持に関する点検方法

法令に即した点検の必要項目を明確にします。次に建物・設備それぞれの専門業者と事前に1年間の点検スケジュールの打合せを行い、点検と確認を実行していきます。

これにより法令規格の遵守・無駄・無理・不良の点検を行い、継続した改善のための点検としていきます。

■設備・機器保全策

施設運営に必要不可欠な重要設備・機器を把握します。過去の保全・劣化経緯を明確にした後、現在の機能維持に不可欠な保全を重点施策とし、抜本的な保全策が必要な設備・機器に関しては市主管課と協議を行い、対応します。

施設建物・設備等の維持管理計画			
	項目	実施回数	実施予定月
清掃	1. 清掃・定日清掃		
	★日常清掃	間隔日単位	間隔日単位
	★床洗浄・ワックス	4回/年	6月・9月・12月・3月
	★組立器具清掃	1回/年	7月
	★ガラス清掃	1回/年	7月
	★空調設備補助フィルター清掃	1回/年	7月
	2. 汚水施設清掃・汚泥処理	2回/年	9月・1月
設備点検	4. 自家用電気工作物保守業務・保電検査	1回/2ヶ月	4月・6月・8月・10月・12月・2月
	5. 自動ドア保守点検	4回/年	6月・9月・12月・3月
	6. エレベーター保守点検	1回/月	毎月
	7. 消防設備保守点検	2回/年	9月・3月
	8. 空調設備保守点検	4回/年	5月・8月・11月・2月
	★フロンガス定期点検	3年ごと/23年	2026年5月
	9. 機械設備機器点検	4回/年	5月・8月・11月・2月
	10. 換気扇	4回/年	6月・8月・10月・3月
外装設備等	11. フォーワード等管理		
	★花壇植込込み管理	15回	年間20回～24回
	★グリーンカーテン		
その他	12. トイレ用消臭器具点検	6回/年	4月・6月・8月・10月・12月・2月
	13. 電気設備機器保守点検	1回/年	9月

③ 危険防止・修繕について

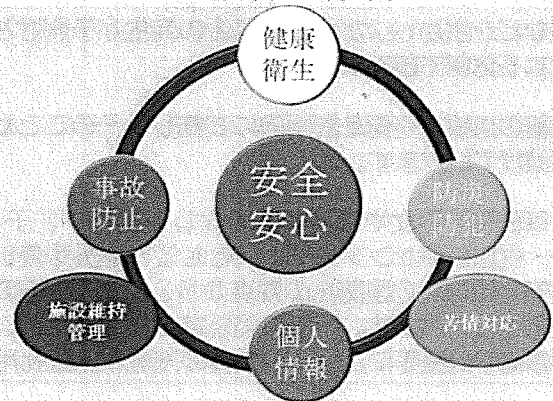
利用者の安全や安心を確保し続けることが、安定したサービスを提供する基礎となります。職員は、幅広い年代の利用がある施設という認識を常に持ち、あらゆる事故や怪我、急病等の想定と認識が重要となります。問題意識が低くなっていると、大事故につながる要因を未然に防ぐ事ができず、利用者の安全を妨げる行為につながります。施設内で事故が起こらないよう、備品等の配置・整理整頓を心掛け、管理を徹底します。

◎職員は事故防止・事故が起きた場合の救命救急や、応急処置の研修を受けます。

◎危険箇所を発見したときには、迅速に危険箇所の除去に取り組めます。修繕を必要とする場合には、職員でできることは職員で対応します。また、必要に応じて市主管課と協議し、業者に依頼し、速やかな復旧・修繕を行います。

◎修繕箇所は、いつ、どのように修繕が必要になったか、どのような対処を行ったかを記録を取り、再発防止や同じような事案発生時の対応方法に役立てます。

危機管理体制



④ 清掃及び環境衛生管理

施設建物が古いため、ともすれば汚いとの印象を与えかねませんが、そのような印象を与えないよう日常の清掃を徹底して行います。美観や空気環境(におい、温度、湿度)を損なわないよう、特に、受付・トイレは留意項目として日常、重点的に対応します。清掃に必要な薬剤等は床材の品質に合ったものを使用し、健康に留意し必要最低限の使用に制限します。それを実行するために、清掃委託事業者との連携を図り、快適で衛生的な施設の維持を図ります。

◎施設内の清掃を毎日行い、日々衛生的な環境を整えます。室内のゴミ、ほこり水周り、トイレについては、職員が巡回点検を行い、常に清潔に保ちます。

◎管理備品については、日常消毒につとめます。

◎職員は日常から手洗いを励行します。

◎トイレをきれいに使っていただけるよう、利用者に注意を呼びかけ徹底します。

◎利用者・施設内事務所保有団体の声に耳を傾け、委託事業者と連携し、衛生環境の整備に務めます。

◎次亜塩素酸水溶液・消毒用アルコール噴霧ボトルを設置し、利用者に使用を促し衛生管理に努めます。

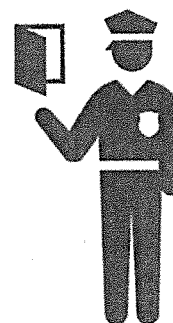
◎各トイレには手洗い石鹸(泡状)ボトルを置き、手指消毒していただくよう促します。



⑤ 保安警備

■ 保安警備

施設の夜間警備は機械警備を継続します。異常が発覚した場合は管理責任者・職員に連絡が入る体制を整えます。職員連絡網を作成し、機械警備会社・市主管課に提出し、連絡網は職員のみが把握している場所に掲示し、緊急時に備え対応します。また、機械警備をセットするまでは、夜間警備職員が館内を巡回警備します。その際に発生した異状につきましても、同様に対応します。



■ 鍵の管理

施設管理者が責任を持って鍵の保管・管理します。不在の際は職員が代行し鍵の紛失・破損をしないよう徹底します。また、施錠管理についても窓、扉等閉め忘れがないように点検を職員に義務づけ、夜間警備職員にも夜間警備記録で点検表をチェックし、確認を徹底させます。

⑥ 施設管理に関する安全な体制づくり

施設には、防火・防災管理者講習を受講した防火管理者を置き、防火・防災上の緊急時には、避難誘導をはじめとする初動が速やかに図れる体制にします。そのためには、訓練を重ねることによって身に付ける必要があるため、国分寺消防署戸倉出張所署員の指導の下、全館(センター内にある3法人、利用者)の自衛消防訓練を年1回継続して実施していきます。



(11) 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）

利用者への対応マニュアル・社員教育独自マニュアルの整備（利用者へ平等利用は確保できているか）

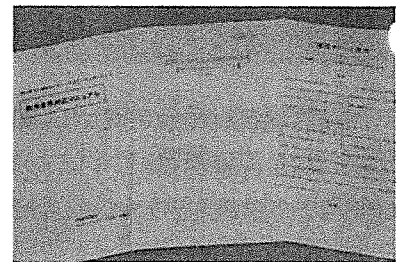
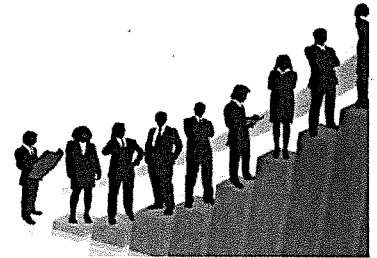
① 利用者への対応 接遇について

誰もが平等に気持ちよく施設を利用できるよう、意見や苦情、相談を受け付けた際には適切に対応し、今後のより良い運営に生かしていきます。そのために、利用者対応マニュアルの整備、接遇研修、入職後の基礎研修・危機管理研修を実施して職員教育を行っています。

新人基礎研修や定期的な研修、現場のミーティング等での意識付けを常に心がけ、あいさつ・身だしなみ・言葉遣い・職場のルール・連絡・報告・文書等は特に繰り返し実施していきます。

日頃より利用者とは良好な関係、些細なことも言い合える関係を築くことが大切であり、苦情への適切な対応をすることにより、利用者、利用団体、地域からの信頼を構築します。

令和5年2月より、公共施設予約システムがネットでの予約ができるようになり、より公平、平等利用に透明性が確保されました。予約操作に不慣れな方には従来通り丁寧な対応を図っていきます。



② 利用者・利用団体への誠意ある対応でよりよい運営へ

利用者・利用団体や近隣からの苦情や意見、相談、アンケート結果の反映に関しては、4つの視点「周知」「傾聴」「対策」「改善」を意識し、下記の通り適切に対応します。

■ご意見箱・相談窓口の「周知」

ご意見箱・相談窓口の設置とその周知は利用者が安心して自らサービスを選択できる仕組みとして重要であると考えます。掲示物やホームページ等で、苦情や要望・相談の受付手順や相談窓口を明示します。

■「傾聴」の姿勢で雰囲気づくり

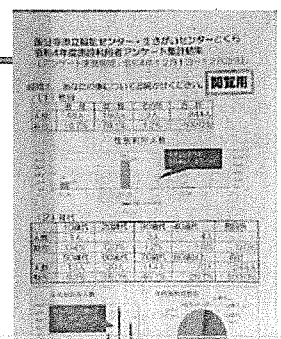
苦情・意見・相談を受け付けた際には、話を最後まで聞き取り、利用者の気持ちや意図をくみ取り誠意を持って対応します。日常から、苦情・意見・相談を言いやすい雰囲気づくりとコミュニケーションを心掛け、大きな苦情につながる前に、改善を図れるような関係性を構築します。

■原因究明と「対策」

苦情・意見・相談は受付簿に記録の上、責任者に報告し、事実確認と今後の対応方法や改善方法について話し合い、迅速に対応します。苦情については、現状を把握し、原因や背景を明らかにします。すぐに対策検討会を行い、今後の対応と対策を全職員で共有し、利用者に伝え、運営の改善につなげます。

■年間アンケート・行事アンケート、意見箱を活用した運営「改善」

利用者からの意見を運営に反映する手段として、年1回の「利用者アンケート」、大きな行事後のアンケートを実施します。「利用者アンケート」では、内容を分析し主管課への報告の後、館内に閲覧用としてアンケート結果を速やかに掲示します。寄せられたご意見・ご要望を参考に改善できるものは、改善するよう努めます。また、日常的に利用者とのコミュニケーションの中で、利用者の声を聴き運営の改善を図ります。



③ 苦情対応体制 1

■苦情対応責任者：管理責任者（館長）

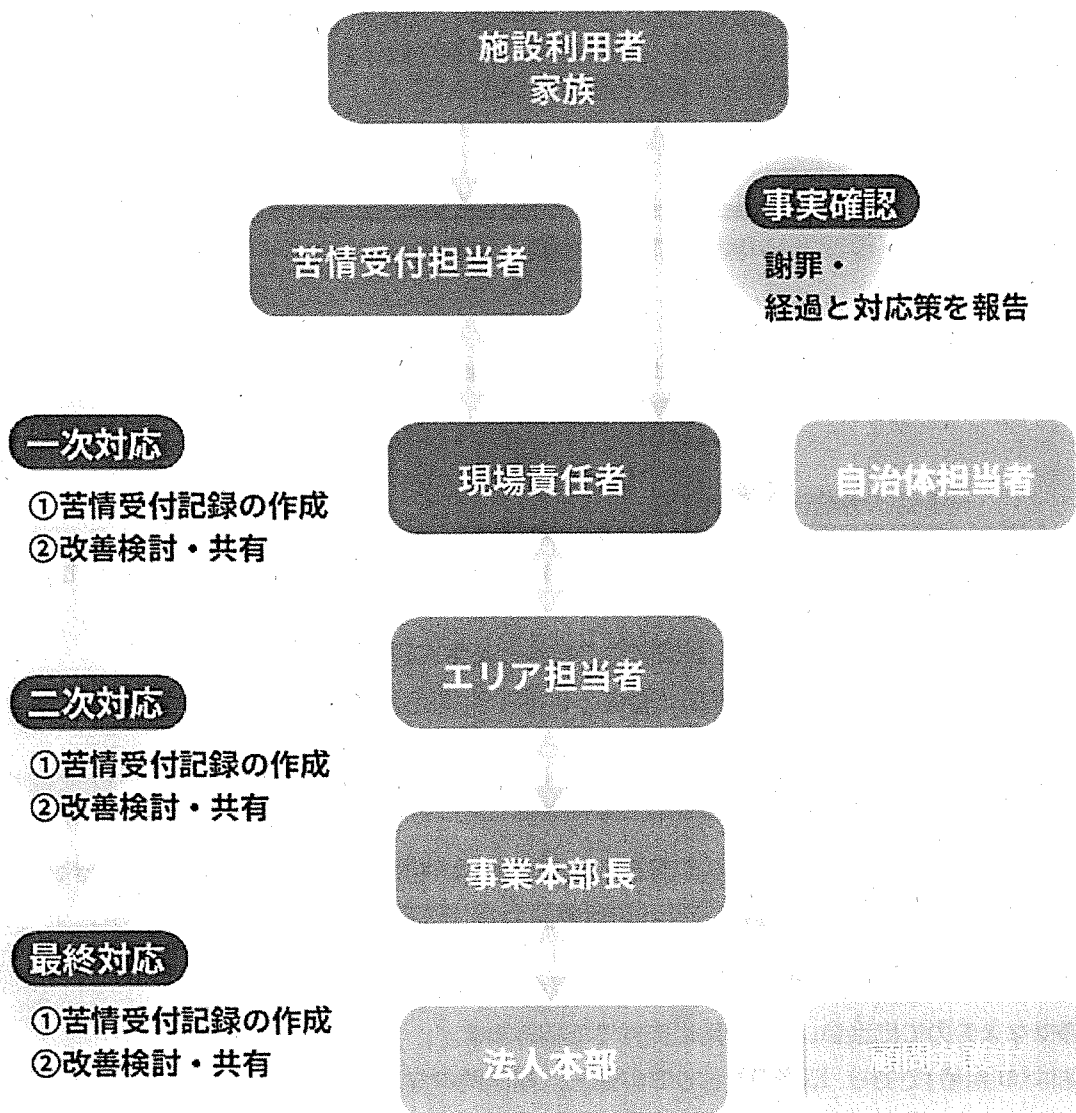
苦情解決の責任主体を明確にします。苦情解決の仕組みの周知や苦情申出人との話し合いによる解決、改善を約束した事項の執行、全体の責任を担います。

■苦情受付担当者：常勤者またはそれにかわる者

苦情の申し出しやすくするために設置します。苦情は随時、電話、文書等で受け、解決・改善までの経過と結果について記録をします。

④ 苦情対応体制 2

【苦情対応体制図】



■ 苦情発生時の対応フロー

① 利用者への周知

- ・苦情受付担当者やその仕組みを利用者にわかり易く周知します。
- ・施設内への掲示、おたより、リーフレットへの掲載などを行います。

② 苦情受付・記録

- ・苦情を受けたら、迅速に対応し確認及び内容を苦情受付用紙に記載します。

③ 苦情受付の報告

- ・全て苦情対応責任者に報告します。

④ 迅速な対応

- ・原因・背景・改善について話し合い、解決策・方針を明確にします。原則的には即日対応を行い、解決をはかります。時間を要する場合でも1週間以内に解決するよう誠意ある対応を心掛けていきます。

⑤ 本部報告

- ・事業本部・全国本部の総合対策部と連携し、適切対応します。

⑥ 国分寺市に速やかに報告

- ・速やかに国分寺市担当者に報告します。

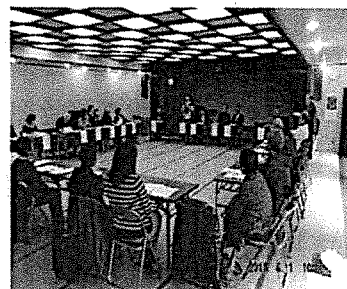
⑦ 苦情対応の報告・事後対応

- ・仕事やサービスの質を高め改善するためにも、その記録と全職員への報告、話し合いの積み重ねを大切にします。
- ・苦情を申し出た人に対し、苦情対応の経過と結果を迅速、丁寧に伝えます。
- ・国分寺市に対しても、同様の報告をします。改善点や再発防止策等、報告致します。

⑤ 「利用者協議会」の定期開催

「福祉センター・生きがいセンターとくら」に関わる地域住民、利用団体、利用者の生の声を聞きセンターの活動に生かすため、現在発足し組織化されている「利用者協議会」を継続開催します。

- ◎利用者・利用団体の希望や意見を直接受け止め、協議会にて協議します。
- ◎地域の様々な人の力に出会い、その活用に向けて取り組みます。
- ◎運営主体は「利用者」であり、事務局としての当法人は補助的な立場で関わり、意見・要望に対しての迅速な対応をいたします。



利用者協議会の様子

(12) 社員等の育成状況

研修の実施状況等

年間研修計画

目的	研修名・会議名	内容
組織理解 ↓	①新人研修(3カ月・6カ月・1年) ②リーダー研修 ③個別計画研修	・法人理念、歴史、仕組みについての学習会 ・新人同士意見交流を行う ・他現場の実践を聞き、ノウハウを共有する ・個人ごとに年間の目標・課題を設定する
業務内容の基本的理解 ↓	①国分寺市地域福祉計画についての研修 ②仕様書、企画提案書の理解研修 ③公共施設での職員の仕事	・国分寺市の地域福祉計画の施策について学ぶ ・「福祉センター・生きがいセンターとくら」仕様書、企画提案書の学習と共有 ・事例検討を通じて、職員同士の連携を図る ・地域の社会資源の把握とで福祉センター・生きがいセンターとくらのネットワークづくりを学ぶ
専門性の向上 ↓	①職員としての人間性・倫理観 ②傾聴力・共感性、相談援助研修 ③地域コーディネート能力研修	・公共施設の基本的役割を学ぶ ・障がい者への対応、合理的配慮の事例検討 ・事例検討会を通して利用者の想いを傾聴する姿勢を作る(ロールプレイング) ・地域資源を活用し、ネットワークを広げる技術を学ぶ
安全管理・危機管理意識の向上	①安全管理・危機管理研修 ②救急救護研修 ③苦情対応研修	・危機管理体制及び対応の情報共有 ・事例検討を通して苦情対応を学ぶ ・事故が起きた際の連絡体制 ・国分寺市地域防災計画の学習
自己到達度を知る	①年間総括	・評価、自己の振り返り(自己評価シート)を踏まえて、今後の運営に生かす

① 研修実施体制

施設内研修実績

前年度中に年間研修計画を作成し、計画に沿って研修を実施していきます。

研修名	内容
マナー・接遇研修	接遇マナーの5原則についての研修を具体的事例をまじえて学習。
個人情報保護について	取得・利用、保管、提供、開示への対応の守るべき4つのルールについて学習
食中毒・アレルギーについて	食中毒・食物アレルギーの基礎知識について学習
苦情対応研修	苦情対応の手順に従い各段階でやるべきことの確認
通報訓練	9/1 防災の日を踏まえ、11月消防訓練に備えた通報訓練
認知症・障がい者対応について	認知症の学習と対応方法と障がいを持った方々への対応の基本と障がい種別ごとの基礎知識
避難誘導他消防訓練	消防訓練に向け各自の役割の確認と自衛消防行動の確認
ハラスメント防止研修	セクハラ・パワハラの事例に基づく防止研修
利用者アンケートと今後の対応	利用者アンケートの内容の共有と今後の改善への取組みについて

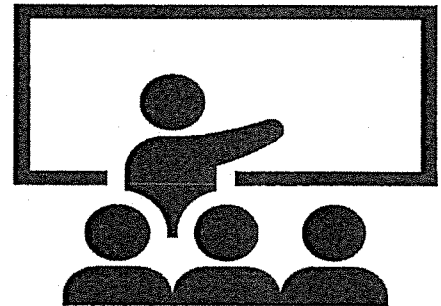
本部主催研修

本部危機管理部主催の会議において、事件事例の検証を行っています。また、各事業本部、事業所、現場のメンバーから構成されるリスクマネジメント会議を通じて、水平的な報告事項の展開をしていきます。

研修名	内容
危機管理研修	事故集計から学ぶ事故防止とリスクマネジメント
安全衛生推進者研修	セルフケアについて
危機管理研修	個人情報保護研修
災害対策研修	災害時における障がい者支援について

外部研修(随時)

国分寺市や民間団体で行われている研修に、体制をつくり積極的に参加します。参加者が研修報告をまとめ、他の職員にわかるように発表することを通して、書く力、考えをまとめる力を高めます。研修報告を共有することを通じて、職員全体のスキルアップにつなげます。



(13) 個人情報保護対策状況

情報の管理体制

当法人は個人情報管理に関する専門部署を東京池袋の本部に設置し、個人情報保護の適正な管理の指導・監督を行っています。

個人情報の重要性を認識し、従事者に対する研修を徹底し、正確な知識をもって業務を行います。

① 個人情報保護対策

国分寺市個人情報安全管理措置基準によると指定管理者による個人情報の取り扱いについて、指定管理者に公の施設の管理の業務を行わせる場合には、本基準と同様の安全管理措置を講じさせることとあります。事業の実施に当たり個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければなりません（国分寺市個人情報保護条例 13 条の 3）。以上のような国分寺市個人情報保護条例に則り、個人情報についての対策を講じます。

具体的には、個人情報保護の研修を全職員対象に行います。これによって、個人情報の保護の重要性を認識するようします。

また、本事業につき国分寺市個人情報保護条例に則った福祉センターの「個人情報保護マニュアル」を作成しこれを徹底して遵守してまいります。このように、国分寺市個人情報保護条例を徹底的に遵守することで、個人情報の遵守に関して国分寺市の施策について協力します。

② 情報の管理体制

以下のような方法により、個人情報の管理をしています。両センターにおいても、当法人の個人情報管理体制を基に、国分寺市個人情報保護条例に則って、個人情報を管理します。

■ 人的安全管理

全職員に対して個人情報保護規程及び「行動規準に則った「個人情報保護法研修」「情報セキュリティ研修」の受講を義務付け、情報の漏浪防止、コンプライアンスの意識徹底を図ります。

また、「個人情報に関する取扱い」、「情報セキュリティに関する研修」については、6 ヶ月に 1 度以上のペースで実施し、正確な知識の定着を図ります。

守秘義務について

事業に携わる職員に対して守秘義務を課し、雇用契約書及び誓約書にて文書の提出を求めて、秘密保持及び守秘義務について万全を期します。

当法人は、これまでも全職員より誓約書類を取得して業務に当たり、本事業も同様の運営を行います。

■ 物理的安全管理

個人情報を紙媒体等、物理的に入手し、保管する場合には、施錠された場所にて保管します。

その他、利用・提供・廃棄の全てのプロセスにおいて、規程及びプライバシーポリシーに基づいた適正な取扱いを行います。全職員に常時名札の着用を義務付け、個人情報に関する作業を行う際には、常時確認できるようにします。

■ 情報セキュリティ対策

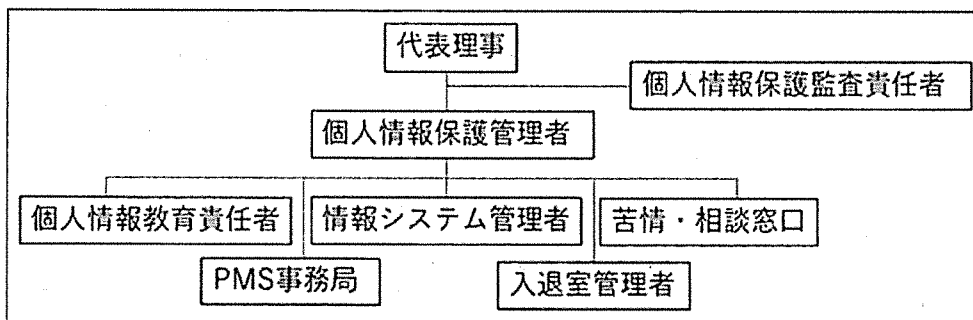
個人情報に関するデータについては全てパスワードを設定します。事務所で使用するパソコンのウィルスチェックを定期的に行い、ウィルス感染によるデータの漏洩・破壊を防止します。また、パソコンからの離席時に、パスワード付スクリーンセーバーが起動するタイマー設定を行います。その他、安全管理を行うだけでなく、パスワードは定期的に更新します。

③ 情報の管理体制

法律や条例などを遵守し、保護対策を講じることで、確固たる個人情報保護体制を構築します。

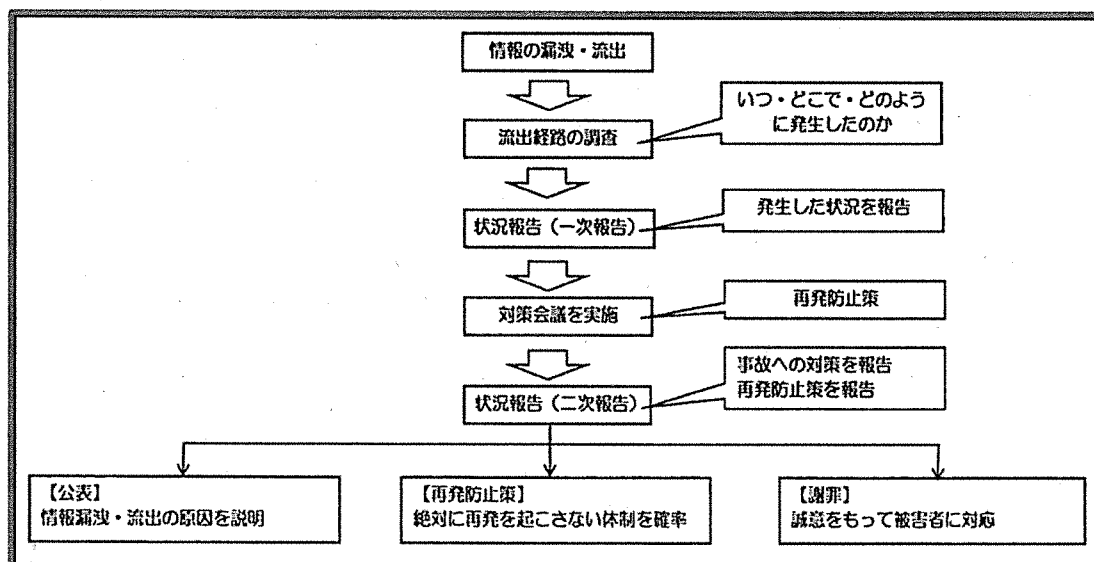
本事業に従事する職員の中から個人情報保護管理責任者を選任し、業務上取り扱う個人情報の管理状況を監視・監督し、適切な個人情報管理を全職員に徹底します。

④ 法人全体の個人情報保護管理体制



⑤ 情報の漏洩時の対応

万が一、利用者から取得した個人情報が漏洩した場合には、直ちに事実確認をおこない、個人情報保護管理者は市主管課に状況を報告します。被害にあった利用者に対しては誠意をもって対応すると共に、必要に応じて総合対策業務監査室(専任職員+顧問弁護士4名)が必要な対策を講じます。また、再発防止について対策会議を開き具体的な対策を検討・実行します。

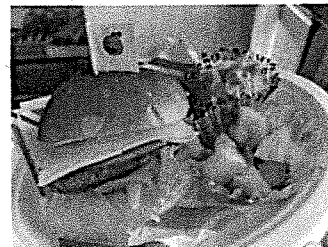


(14) 自主事業などの提案

施設の設置目的に沿って団体が独自に企画し、自己の財源で行う事業

■ 地域食堂

地域食堂を継続します。貧困対策のみならず孤食を減らし地域の人たちと食の楽しみを共有できる居場所として位置付けていきます。また、食のみではなくイベントをおりこむことで、多世代が楽しめる「地域食堂」を目指します。



■ 多世代交流イベント

季節を大切にイベントを企画し、子どもからお年寄りまでみんなで楽しめるイベントを行います。

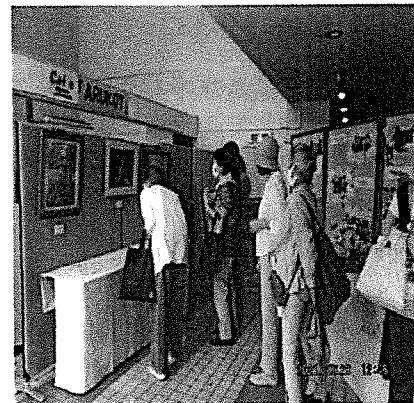
- ・ハロウィンイベント 国分寺市内にある当法人の事業所と協働して実施します。
- ・プログラミング教室 地域の大学生などの若者に講師を依頼し、多世代と一緒にプログラミングを学ぶ機会を設けます。



■ ロビーの活用

展示

1年3期ある「地域生きがい交流事業」の1期2期の最終月の中旬以降に受講生の作品（文化系）発表の場として作品を展示します。敬老月間には、利用者・利用団体に働きかけ「自慢の作品発表会」を実施します。また第十小学校の生徒さんの作品展示（新春書初め他）も継続して実施します。いずれも発表者、ご家族、お友達、来館者と、ひろくたくさんの方にみていただくことで、仲間を増やすことにも繋がっていきます。



■ とくらカフェ

ロビー内の区切られた一角を活用し、週1回のペースでカフェを開きます。来館者や地域の人がフラッと立ち寄り交流できるスペースとします。

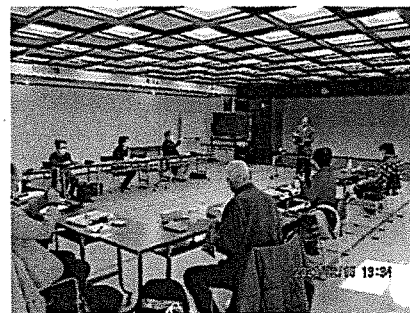
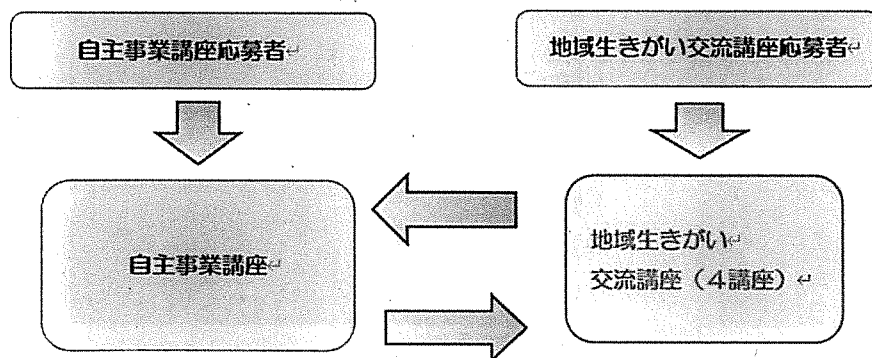
■ ロビーコンサート

福祉センターを利用されている団体の方々の発表の場として、また、地域の方々に音楽など楽しんでいただける場として開催していきます。



■ 地下1階大広間を活用した自主講座事業

「地域生きがい交流事業」とは別に自主講座事業を実施します。自主講座事業は2つの役割を持った事業として位置づけています。1つ目は「地域生きがい交流事業」の講座が終了し継続しない場合の受け皿として、2つ目は利用者の要望・ニーズに応えるための新規の講座を開講し、1~2年後に「地域生きがい交流事業」の講座へと広めるための、それぞれ役割として位置づけています。



■ その他イベント

福祉センター祭り

利用者協議会が中心となり、これまでに4回開催しました。(新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じた期間は休止) センターに関わる団体が出店、交流の機会を確保し、更なる地域交流と発展を目的に開催、老若男女問わず地域の方々がたくさん来訪され、400人規模のお祭りとなっております。

けやきフェスタ

隣接する「けやきの杜」主催の、毎年開催される大規模な地域イベントに協力して参加出店しております。センターの駐車場・風除室を利用してゲームコーナーやカフェ、ステージを設け演奏会などを実施しています。他団体と協同して、お互い補完し合い協力しながら互いの存在意義を認識してもらうこと、そして地域性を生かした地域の発展につなげていくことを目標にしております。

(15) 障害者の雇用状況

事業所(団体全体)における障がい者雇用率を明記の上、当該施設における障害者雇用の考え方を記載

私たちは、働く環境を整え、積極的に障がい者雇用を進めています。障害があってもなくても、「働くこと」を通じて、仲間を作り、地域課題を解決し、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。事業所では、障がいのある人のほか、様々な背景を持つ人たちが仲間として一緒に働いています。

■障がい者雇用率の実績

令和5年度届出分	
法定雇用率労働者の算定の基礎となる労働者	1,874人
身体障がい者数	25.5人
知的障がい者数	8.0人
精神障がい者数	15.0人
実雇用率	2.59%

■障がい者雇用の考え方

国分寺市第4次障害者計画にある「だれもお互いに尊重し、支え合い、障害とともに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を基本理念として、障がいのある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を認め合い、共に支え合い、協力し合い、責任を分かち合って生活できる「地域共生社会」を目指します。

共生の地域・まちづくりに向けて、単に法定雇用率を守るだけでなく、障がい者が働くことを通じて、「社会に参加する」実感を持ち、尊厳ある生き方ができる環境を地域と共につくっていきます。

「障害者差別解消法」が改正され、事業所による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。社会的バリアを取り除くために必要な対応について、建設的な対話を深め、地域社会全体の理解を深めていきたいと考えています。

安心して暮らせる場を作り出す～障害者のある子どもをもつ保護者と共に～

法人では、全国的に障がい児の放課後の居場所である「放課後等デイサービス」を立ち上げてきました。放課後等デイサービスを利用できるのは6歳から18歳であるため、その後の働く場が必要になっています。そのため、就労継続支援A型・B型事業、生活介護事業、グループホーム事業等、障がいのある人の就労の場づくりに取り組んでいます。

国分寺市内では、令和4年5月に「放課後等デイサービス」卒所後の就労場所である「生活介護事業所あっぷ」を開所し、障がいのある方が安心して暮らせる地域社会の実現に一步踏み出しました。

(16) 高齢者の雇用状況

事業所(団体全体)における高齢者(65歳以上)雇用率を明記の上、当該施設における高齢者雇用の考え方を記載

社会を支える担い手として、高齢者の知識や経験を事業運営に生かしていくことはとても重要だと考えています。私たちは、就労に当たって、年齢による採用制限を設けず、資格要件を満たし健康面で支障がなければ、面接や試を行います。65歳以上の就労者については、本人の希望に応じ、話し合いのもと就労継続が可能です。

■高齢者雇用の実績

令和5年度届出分	
常用労働者	3,522人
65～69歳	333人
70歳以上	293人
65歳以上の実雇用率	17.7%

■当該施設における高齢者雇用の考え方

人生経験が豊富な高齢者の存在は、若者や子育て世帯にとっても、経験を通じて安心感を与え、不安解消につながります。子どもにとっても大きな影響があり、長年かけて培われた高齢者の知識と経験は、人間の生きる力に直結するもので、自立に向かう子どもたちにも貴重な体験を与えます。多世代交流を促進するセンターにおいては、様々な年齢層の職員がいることで、バランスの取れた運営が実現します。その意味でも高齢者の果たす役割は大きいと考えます。

- ① 高齢者の長年の様々な経験から豊富な知識と経験を職場に生かし継承していきます。
- ② 働きたい、社会に役に立ちたいという高齢者の生きがいづくりにつなげます。
- ③ 収入面や健康面だけでなく、働くことを通じて地域づくり、まちづくりに貢献し、地域に支え合いの文化を育みます。
- ④ 元気な高齢者、働く高齢者が増えることで、地域共生社会づくりへ寄与します。

(17) 管理運営に必要な提案金額

金額のもととなる考え方やポイント

開館から 48 年経過しており、経年にもない劣化する各諸設備の点検・確認が、安全・安心な施設であるために何よりも重要な項目として捉えています。施設維持管理費目を優先して予算化し、また近年の不安定な燃料費状況に鑑み電気代についても注視しながら経費の効率的運用および削減に努めていきます。特に支出費目では大きい割合を占める施設維持管理費と電気代については、以下の取組みで支出の削減に努めます。

■支出金額の 25%以上を占める施設維持管理費の可能な範囲での見直し

指定管理業務 特記仕様書 2 の諸業務を完全遂行の上、点検・維持管理業務を委託している委託業者と事前に協議し可能な範囲で見直しを図ります。

■支出金額の 20%以上を占める電気代の削減

不安定な燃料費状況にともなう電気代高騰については、空調設備機器のコントロール等使用量の削減施策と併せて、各電気事業者を比較し、より削減が見込める事業者に依頼することで電気代の削減に努めていきます。

※詳細の金額については、別紙収支計算書を参照。

※収支計算書内にある一般管理費（本部経費）の算定根拠については以下の通りとなっています。

〔本施設（福祉センター・生きがいセンターとくら）の一般管理費を除く経費額〕 ÷ 〔本施設を含め他の施設の経費額総計（一般管理費除き）〕 = 本施設の経費率

本施設の一般管理費（本部経費） = 本施設の経費率 × 本部法人運営維持費（連合会費を除く）

(18) 環境への配慮

事業所における省エネルギー、省資源、廃棄物削減、グリーン購入の推進等への取組み状況

社会的に自然やエネルギー問題に関心が高まる中で、公共の施設においても、効率的で効果的かつ自然と共生できる活用が求められています。限りある資源を大切に、市民の共有の財産である施設を守っていくために、工夫した利用法を考えていきます。



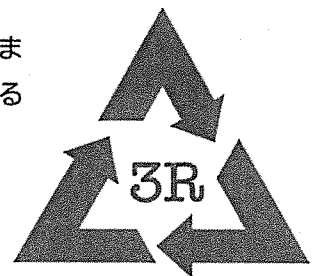
① 省エネルギー(節電施策)の取組み

電気関係では、空調機器が電気使用量の大きなウエイトを占めます。空調機器の使用期間中は、日々各フロアごとの利用状況にあわせて、フロア別に使用時間のコントロールを行います。また、照明機器の蛍光灯においては必要・不必要な場所を見極め、

間引きを行い、取替え可能な箇所は「LED電球」に交換していきます、それぞれ節電施策を実行していくことで電気使用量削減に努めていきます。

② 省資源、破棄物削減の取組み

職員の環境に対する意識を高め、消耗品等の節約や資源の再利用を励行します。また、廃棄物については分別を徹底してリサイクルに努め、さらにゴミの量を意識することで、ゴミそのものの減量を目指すとともにリサイクルの促進に尽力します。



③ グリーン購入の推進

国分寺市グリーン購入ガイドラインに基づき、でき得る限り「グリーン購入」に努めます。大口のところでは施設で使用しているトイレットペーパーの全てはグリーン購入していますが、その他事務用品等の購入においても積極的に購入推進していきます。また、各団体事務所の水まわりや貸館利用団体の調理室利用では、食器用洗剤は合成洗剤を使用せずグリーン購入を促し協力を仰ぎ、環境への配慮に向けた取組みを行います。



(19) 地域雇用の状況（現状及びこれからの計画）

当該施設における市内在住者の雇用について、現状およびこれからの計画

① 積極的な市内雇用

緊急時における迅速な対応が図れるよう、国分寺市民であることを採用時における大きな基準とします。当該施設の現在の市内在住者の雇用は9名中3名ですが、高齢者の順次退職に伴い市内在住者を雇用していきます。地域の実情を理解し、人柄、コミュニケーション能力の高い方を雇用し、市内雇用70%を目指します。



② 職員採用に関して

職員採用の考え方として、地域コミュニティの活性化に興味を持ち、利用者・地域の方々とともに施設運営を行えるよう、想いを受け止める姿勢を大切にします。職員同士が情報を共有し、お互いに協力し合うことで円滑な施設運営を行えるような職員集団を構成します。

施設の性格上、地域との関わりが必須となるため、本企画提案書の事業を推進していくためにも、同程度の資格・経験・スキルであれば高齢者も積極的に雇用していきます。福祉センター、生きがいセンターとくらそれぞれの設置目的を理解し、達成に向けての業務の遂行を行えるような人材を採用し、育成していきます。施設の運営においては利用者・地域との協力を大切に、信頼関係を構築し得るような人材育成に努めます。

③ 人員配置計画と職員の勤務態様

人員配置計画は以下のとおりです。

●施設長（館長）：1名 ●常勤職員：1名 ●非常勤職員：7～8名

■施設長（館長）は全体の管理責任者として、センターの施設運営・自主事業を管理します。

■勤務体制は常時3～4名（日曜日は2～3名）で交替勤務制とします。この体制に限らず、自主事業・イベント等に合わせた人数配置を実施します。

■主な職務内容は次のとおりです。

●福祉センター貸館受付・窓口業務 ●生きがいセンター受付・窓口業務 ●生きがい交流事業

●自主事業 ●夜警業務

なお、上記職務は館長・常勤職員、非常勤職員問わず兼務体制となります。

■労働基準法等関連法規を順守し、労働者の勤務状況に合わせ、社会保険を完備します。

■就労者の福利厚生を完備します。健康診断費用等を対象とします。

(20) 災害時の対応

地震や火災等の災害が発生した場合の対応

① 事前の対応

■ 避難訓練の実施

利用者の避難、誘導、安全確保ができるよう、避難訓練を定期的を実施します。

利用者の方を安心させるためには、職員の落ち着いた行動が必要となります。そのような落ち着いた行動をとることができるようになるために、定期的な訓練を行い、災害発生時に冷静な対応ができるよう職員の質を高めます。この避難訓練によって、職員だけでなく利用者の災害発生時対応の意識・質をも高めることができると考えています。福祉センター内には、非常口案内板を掲示する等、誰でも一目で避難経路が分かるようにします。

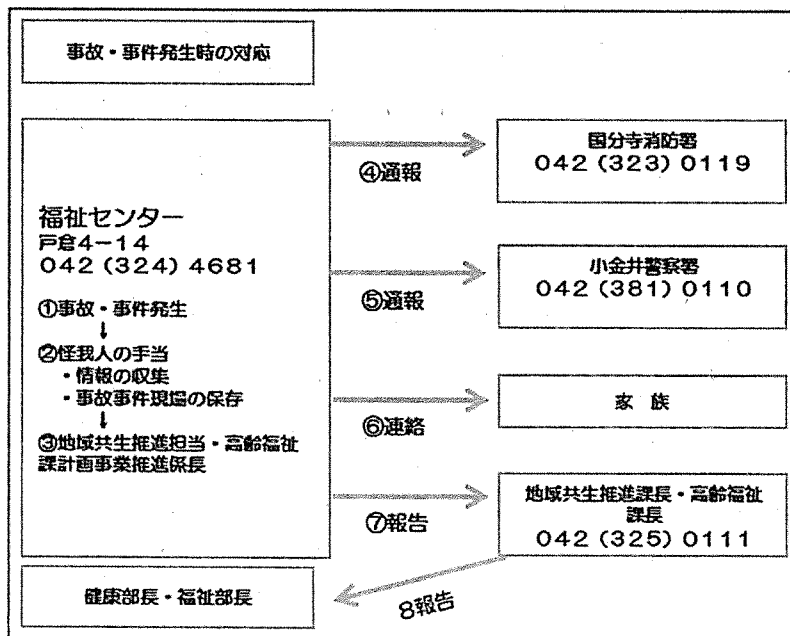
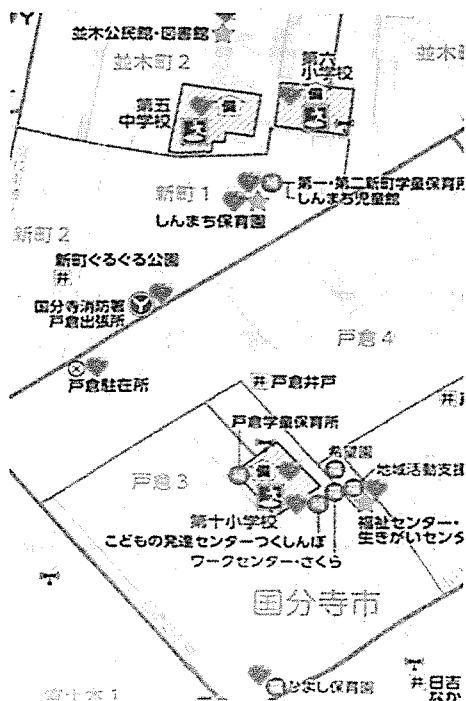
■ 災害発生時マニュアルの作成

緊急事態に対応をするため緊急時対応マニュアルを作成します。

国分寺消防署本署(042-323-0119)等の、連絡先を記載し、災害が発生した場合に、即座に連絡できる体制を作ります。た災害時に地区災害時待避所である国分寺市立第十小学校に即座に避難できるよう、福祉センターから第十小学校までの詳細な地図を、福祉センター内に掲示し事務所においてもその地図を所持します。

避難訓練時にマニュアルも合わせて見直しを行い、必要に応じて改訂します。

■ 避難マニュアル



災害（地震、火災、台風等）発生に近隣医療機関や消防署、警察署、市自主防災組織との連携を強化し、地域とのコミュニケーションを図ります。その上で、定期的に消防・防災訓練等を実施し、防災に対する意識向上を図り、万が一の災害発生時には迅速かつ適切に行動します。

② 災害時の対応

災害発生時は職員同士の連携、当法人への連絡を徹底してだけでなく速やかに国分寺市に災害状況の連絡をします。関係機関と情報共有を随時行いながら、災害発生後の対応をスムーズに行います。国分寺市だけでなく、地域の方とも連携し、利用者の方の安全確保を第一に対応します。具体的には、利用者の方を安全な場所(地区災害時待避所である国分寺市立第十小学校)へ避難させ、安全確認が取れるまで待機します。



また、災害等緊急事態発生時につきましては、公の施設の管理者として市に協力を行います。

(21) 施設の長寿命化を目的とした管理・運用方法等の提案

昭和50年より、約48年経過した福祉センター・生きがいセンターとくらは経年と共に施設設備の不具合が発生してきておりますが、利用者の安全・安心がいつまでも決して脅かされることのないよう不具合の解消に取組まなければいけないと考えます。

① 日常の巡回点検の中での取組み

- 毎日の巡回点検時に、週2～3回の割合で集中点検項目を設定し重点的な点検・確認を実施していきます。

点検項目：照明器具・水道・排水・トイレの扉の鍵・床材のメクレ・外周の植栽・清掃状態等

- 夜間警備においても、地下1階～3階および外周を通常の夜間警備時に重点フロアを決め点検・確認を実施していきます。

点検項目：各室の入口ドアおよび窓の鍵の状態、コンセント類、蛍光管の照明具合、使用水量等

② 施設の長寿命化に向けた考え方

- 施設の長寿命化のためには、次の過程を踏まえて修繕・取替え・改修に取り組んでいきたいと考えます。(突発的な修繕・取替えが必要なものは除きます)

■ 現状の正確な把握(不具合箇所の洗い出し)

■ 年1回のみ施設の設備点検の項目箇所については7月までの実施を点検業者と計画化し、また、同様に年に複数回ある施設の設備点検の項目箇所については7月までの直近の点検に基づき、それぞれ主管課へ報告します。点検項目箇所については以下の通りです。

エレベーター保守点検

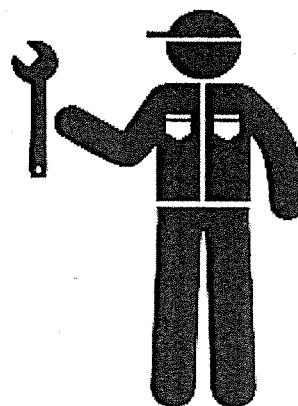
消防設備点検

自家用電気工作物点検

自動ドア点検

空調設備点検

汚水槽清掃報告



■短期的、中期的、長期的に修繕・取替え・改修するかについて市主管課と協議(8月～9月)

上記の点検項目の点検結果に基づき、短期的、中期的、長期的に対応するかの方向性を市主管課と協議していきます。また、上記以外で市が点検している項目の点検結果についても情報の共有を図ります。

■修繕・取替え・改修に向けての準備

実際の修繕や工事が決定した段階で、来館者、利用者、利用団体へ事前に実施日の告知の徹底を図ります。

■修繕・取替え・改修の実施

修繕や工事の当日は、来館者、利用者・利用団体の安全が図られる措置を講じ、可能な範囲で修繕や工事に立ち合いし、状況に応じて当日の作業状況を市主管課へ報告します。

③施設の基本的なインフラも整備が必要と考えます

基本インフラ「電気」「ガス」「水道」(排水)「通信関係」「交通関係」の内「電気」「水道」(排水)の2点の整備が喫緊の課題となっております。

- ① 電気については、受電設備の内、高圧変圧器の1台は微量の低濃度のPCBが含まれているため、法令上令和9年3月末までの処分となっており、交換が必要です。

また、照明関係については、令和2年には既に蛍光灯用照明器具は生産中止となっており蛍光管についても令和11年頃までには生産中止になる予定で、LED化が必要です。

- ② 上水道については、水道管の腐食が進み赤水が出ており、浄水器のついた蛇口以外の飲用は不適状態ですが、腐食が進まないためにもこまめに定期的な流水を実行していきます。

また、排水・下水道・汚水槽も同様ですが、排水管の腐食が進まないためにも、異臭の漂出を防ぐためにも定期的な流水を実行していきます。



